

山 村 振 興 基 本 方 針 書

平 成 2 7 年 1 0 月

鳥 取 県

目 次

第 1	地域の概況	・ ・ ・ 1
第 2	現状と課題	・ ・ ・ 1
第 3	振興の基本方針	・ ・ ・ 2
1	県・市町村の役割	
2	人と自然の共生環境の創造	
3	基本目標	
第 4	山村振興の基本的事項	・ ・ ・ 3
1	交通体系の整備、情報化及び交流の促進	・ ・ ・ 3
(1)	交通体系の整備	
(2)	情報化の促進	
(3)	地域間交流の促進	
2	産業の振興	・ ・ ・ 4
(1)	農林水産業の振興	
(2)	地場産業の振興	
(3)	鳥獣被害防止策	
3	社会、生活環境の整備	・ ・ ・ 6
(1)	保健・医療・福祉の向上及び増進	
(2)	生活環境の整備	
(3)	子育て支援	
4	教育、文化の振興	・ ・ ・ 8
(1)	教育の振興	
(2)	地域文化の振興	
第 5	他の地域振興等に関する計画、施策との関連	・ ・ ・ 9
	山村振興指定状況	・ ・ ・ 10

第1 地域の概況

本県の振興山村は、14市町50地域で、県南部の中国山地一帯に連なっており、その面積は2,186.8平方キロメートルで県土の約62パーセントを占めている。

人口は、56,715人で、全県の9.6パーセントであるが、山村振興法が制定された昭和40年から平成22年までの45年間で約47パーセント（51,155人）とほぼ半減している。また、人口を年齢構成別にみると、0～14歳9.5パーセント、15～64歳53.7パーセント、65歳以上36.8パーセントで、全県に比べて年少人口が3.9パーセント、生産年齢人口が6.6パーセント低く、逆に高齢者人口は10.5パーセント高くなっており、出生数の減少や人口流出による年少人口、生産年齢人口の減少とそれに伴う高齢化の傾向が一層顕著になっている。

人口の推移（年齢別）

（単位：人）

区分	年齢区分	昭和40年 (1965年)	昭和60年 (1985年)	平成12年 (2000年)	平成22年 (2010年)
振興山村	0～14歳 (構成比)	30,925 (28.7%)	15,161 (18.2%)	9,305 (13.3%)	5,363 (9.5%)
	15～64歳 (構成比)	65,856 (61.1%)	52,856 (63.3%)	38,748 (55.5%)	30,452 (53.7%)
	65歳～ (構成比)	11,089 (10.2%)	15,419 (18.5%)	21,757 (31.2%)	20,900 (36.8%)
	合計 (構成比)	107,870 (100.0%)	83,436 (100.0%)	69,810 (100.0%)	56,715 (100.0%)
県全体	0～14歳 (構成比)	154,589 (26.7%)	130,668 (21.2%)	93,584 (15.3%)	78,617 (13.4%)
	15～64歳 (構成比)	374,525 (64.6%)	400,747 (65.1%)	383,921 (62.7%)	355,118 (60.3%)
	65歳～ (構成比)	50,739 (8.7%)	84,609 (13.7%)	134,984 (22.0%)	154,932 (26.3%)
	合計 (構成比)	579,853 (100.0%)	616,024 (100.0%)	612,489 (100.0%)	588,667 (100.0%)

（出典 平成22年国勢調査）

第2 現状と課題

本県では、昭和40年の山村振興法制定後、振興山村の指定を受け、地域ごとの山村振興計画を策定してきたところである。そして、これらの計画に基づき、県と関係市町村が連携して振興山村の生活環境施設及び農業振興施設並びに都市との交流施設の整備を行うなど、農業、農村環境の整備を総合的、計画的に進めてきた結果、都市部との格差の是正は着実に進展している。

しかし、振興山村では、人口減少や少子・高齢化の著しい進行を背景として地域の後継者不足により、将来的な地域社会の維持が困難となることが危惧されるとともに、豊かな自然環境、固有の文化、伝統芸能等の貴重な有形無形の資源の保全・継承に支障を来すことが懸念されている。これらの課題に適切に対処するためには、これまでのように都市部との格差是正に主眼をおいて後追的な施策を展開するのではなく、振興山村にしかない自然、文化などの地域特性を生かしつつ、それらを活かした交流施策を積極的に展開することにより自立した地域の構築へ方針を転換することが求められている。

第3 振興の基本方針

1 県・市町村の役割

戦後の中央集権による高度成長期の政策形成システムが終わり、これまでのような全国画一的な開発や地域振興を行うといった時代ではなくなった今、人口急減、超高齢化に直面した地域がそれぞれの特長を活かした自立的で持続的な社会を創生するため、地域が主体的に判断し、決定し、実行できる力をつけていくことが求められている。

特に住民に最も身近な自治体である市町村が果たす役割はますます大きくなっており、それぞれの市町村が地域の持つ貴重な自然環境や伝統文化など有形無形の資源をうまく活用し、地域活力の維持・向上及び交流の推進を図る施策を実施することにより、地域の諸課題に適切に対応していく必要がある。

また、県内でも平成16年から17年にかけての平成の大合併により、39市町村から19市町村に再編されたが、合併による行政区域の広域化は、行政区域の周辺部に位置する振興山村の活力の低下をもたらすことが懸念されてきた。

このため、特に合併市町村においては、周辺部に位置する振興山村が取り残されることのないよう、行政と住民、NPO法人等との連携・協働により、さらに地域に密着したきめ細かい施策の実施に留意することが必要である。

本県としては、以下に掲げる方針に基づき、山村振興に向けた創意工夫ある施策を展開する市町村を積極的に応援するとともに、住民主体・現場主義の視点をもって、県と市町村がそれぞれの役割分担を踏まえて連携・協力しながら施策・取組を展開していくものである。

2 人と自然の共生環境の創造

振興山村では、少子・高齢化による担い手の不足で荒廃した山林及び農地が増加し、本来の豊かな自然環境に育まれ成長してきた人を含む健全な社会的構造も失われつつある。これによって、振興山村の美しい自然環境及び地域資源が失われるだけでなく、野生動物の生息環境の悪化による人間社会への鳥獣被害として深刻な問題を引き起こすなど、自然環境の消失が様々な面に影響を及ぼしている。

また、振興山村の森林及び農地は、土砂及び雨水の流出抑制等の県土保全機能、水源かん養、景観形成、自然環境の保全、農山村文化の伝承、大気の浄化などの公益的機能を有しているが、治山治水対策、土砂災害対策及び道路防災対策を推進する上でも、こ

これらの機能を維持することは重要な課題でもある。

振興山村の自然環境は、地域に暮らす人々だけでなく、都市部の住民も含めて、自然環境の恩恵を享受する人間社会全体の共有財産であることを認識し、里地里山とともに自然公園等を維持し、後世に引き継いで行くことが大きな課題である。

人口減少が続く厳しい状況ではあるが、野生鳥獣の生息環境にも配慮し、人工林の保育・間伐等の施行を推進するとともに、複層林、針広混交林及び広葉樹林の整備及び保全を推進するなどして生態系の管理機能のバランスを保ち、野生動植物と人が共生できる空間を創造するなど、健全な自然環境を県民の共有財産として守り育て、活かしていく理念を常に念頭におきつつ、以下の施策を積極的に展開することが望ましい。

3 基本目標

山村地域が有する役割、当面している課題等を考慮し、山村地域をみんなで支え合うという視点に立って、それぞれの立地条件を生かした住民主体の地域づくり活動を支援するとともに、経済活動のみならず、生活環境の整備や地域間交流の促進等により、振興山村の振興・活性化を総合的に図っていく。

これらを達成するため、次の5つの基本目標を掲げ、以下の基本的事項を実施する。

【基本目標】

- 個性豊かなふるさとづくり
- 地域の特性を生かした地域産業づくり
- 豊かな暮らしの基礎づくり
- 都市と農山漁村の多様な交流
- 公益的機能の維持・増進の取組み

第4 山村振興の基本的事項

1 交通体系の整備、情報化及び交流の促進

(1) 交通体系の整備

道路交通網は、広域化する社会において、産業面、生活面などあらゆる面において欠くことのできない社会基盤である。このため、地域住民の日常的生活行動の広域化に対応するとともに、地域間の交流拡大を図るため、県境を越えるものを含め、振興山村とその他の地域を結ぶ幹線道路の整備を促進する。また、振興山村地域内の各集落を結ぶ道路については、現状を把握し、その地域の実状にあった道路整備を促進する。なお、基幹道路においては、必要に応じて代行整備を実施できるものとする。

道路の整備に当たっては、交通安全対策のための施設の充実に配慮するとともに、振興山村に豪雪地帯が多いことから、除雪対策の充実に努める。

地域の農林業の基盤となる農道及び林道の整備については、県道及び市町村道との連携を取りながら効率的な整備を支援し、生産物の流通の合理化等を図るとともに地域の生活環境の改善等につなげる。

公共交通機関については、振興山村におけるバス路線は、特に独自の交通手段を持た

ない高齢者の日常生活や児童・生徒の通学などの重要な交通手段であるが、人口減少とマイカーの普及などにより、路線の休廃止、運行回数の減少等、その存続が危ぶまれているところである。

このため、市町村独自の創意工夫をさらに支援しつつ地域ごとに必要な交通サービスを見極めた上で、コミュニティバス等の活用を含めて幅広く効率的な交通形態の検討を行うとともに、生活路線を運営する事業者の経営効率化及び創意工夫を促進していく必要がある。

また、鉄道網も地域にとって重要な輸送機関としての役割をもっているが、振興山村にあっては、沿線人口が少ないことに加え、通勤、通学客が減少するなど構造的な赤字体質となっているため、沿線地域全体で今後のあり方を検討するとともに、県境を越えた沿線町村の連携を進め、積極的な活用を図るものとする。

（２）情報化の促進

情報化の進展は、生活面でも産業面でも地理的不利性からくる時間距離の制約などの問題を克服する面での効果が大きく、振興山村においても大きな役割を果たすものといえる。

都市部との情報格差を是正するため、移動通信用の鉄塔施設の整備等を図るとともに、ケーブルテレビ施設の整備を促進する。併せて光ファイバーなどによる高速で大容量の通信回線が安価に使用できる情報通信基盤の整備を進め、住民誰もが容易に高速インターネットを利用できる環境の整備を地域のニーズに即して進める。

また、行政への各種申請・届出手続等の電子化を進めることにより住民サービスの向上を図るとともに、行政の取組を地域住民にわかりやすく伝えることに努める。さらに、住民における情報通信リテラシーの向上を図るため、学習機会の提供及びITに関する相談体制の充実を図るとともに、インターネットなどを利用した都市部等に向けた地域情報の積極的な発信など、情報通信ネットワークを利用できる基盤整備を進める。

（３）地域間交流の促進

都市部を中心とした他の地域との交流を促進することは、地域住民に自信と誇りを取り戻し、地域の自立へのきっかけとなるだけでなく、都市住民にとっても貴重な体験であり、振興山村に移り住むきっかけにもなり得るものである。

このため、山村への移住促進を含めた山村における定住の促進に向け、交流施設の整備を促進するとともに、振興山村が持つ素晴らしい地域資源を活用した各種イベント、エコツーリズムやグリーンツーリズムなど体験事業等を通じて交流機会の拡大を図り、都市住民との相互理解を深めていくことが重要である。その際、その地域のファンとして様々な面で協力するリピーターを獲得すること、特定地域との継続的な交流を進め、相互の連携の体制を確立すること、将来的なI J Uターンによる定住化への誘導を図るとともに、交流による雇用機会の創出及び起業化を進めること、そのための人材育成や地域内連携による受入れ態勢整備などに配慮する。

2 産業の振興

(1) 農林水産業の振興

振興山村の森林、農地等は、水源かん養、大気の浄化など県土保全の公益的機能を有しており、これらの機能を維持することが重要な課題となっている。これらの機能を維持しつつ、地域が自立していくためには、若年層を中心とした人口の流出を防ぎ、産業の振興による安定的な雇用及び所得の確保が不可欠である。

本県の振興山村の主産業である農業においては、小規模な耕地が分散し、棚田、傾斜畑が多いなど、効率的な営農を行う上では条件が不利なところが多いものの傾斜地、水田などを有効に活用した産地が形成されている。

こうした状況を踏まえ、農業生産については、米の価格下落、農産物の消費が低迷している中で、消費者ニーズを的確に捉えて地域の特色を生かした生産や特産物育成に取り組んでいくことが必要である。さらに、流通・販売においては、これまでの市場流通に加え、生協等との直接取引、インターネット販売、直売所をはじめとする域内流通などの多様化に対応するとともに、農商工連携や福祉・医療との連携、生産から加工・流通・販売までの6次産業化を進める必要がある。

また、都市住民との交流や観光産業との連携を図ることにより、地域全体の所得の向上及び活性化につなげる必要がある。

このような取組を農業者、農業団体等が主体的に行うことにより、女性や高齢者を含む元気な農業者等を中心とした、小規模であっても活力があり元気な産地が数多く生まれるよう重点的に支援するとともに新規就農者を確保・育成して定住の促進につなげる。

さらに、当該地域の農業生産活動及び多面的機能を維持していくため、農業者のみならず、地域ぐるみや企業との連携・支援による農地・農業用水路等の地域資源の保全管理の取組や集落営農の組織化を一層加速するとともに、小水力・マイクロ水力・太陽光発電など里地・里山における地域資源をフル活用した取組を推進する。

林業については、森林の有する多面的機能が持続的に発揮できる林業経営を支援するため、林道・作業道等の整備、森林施業の集約化、生産現場での機械化による生産性の向上を図る。また、地域の林業の担い手となる林業就業者の確保・育成を図り、就労条件の改善を進めるとともに、林業事業体の育成に努める。

豊富な森林資源については、シイタケ等の特産林産物の生産振興及び新たな特産品の開発を進めるとともに、森林そのものを資源として捉え、森林セラピー等安らぎの空間として、また、森のようちえんなど様々な体験・活動の場として活用を推進し、あわせてその森林資源の保全に努める。

木材資源については、循環利用を積極的に図っていくため、原木生産から加工・流通に至るまで一貫した木材供給体制の整備や木質バイオマスの有効利用を推進していくとともに、消費者が求める品質・性能の確かな製品の供給・販売の推進や県産材利用の良さを県内や都市部へPRするなど、県産材の積極的利用を推進する。

水産業は、中山間地域の休耕田を活用したホンモロコ養殖や、低水温の湧水を活用し

たギンザケ養殖などを振興して、中山間地域における雇用の場の創出や、新たな特産品を生み出すことで所得の確保につなげる。

これらの振興山村における農林水産業の振興を図るために、生産性の向上、経営効率化施策に加えて、農商工連携や6次産業化など力強い農林水産業経営の展開を図るための支援を行う。

（２）地場産業の振興

振興山村の地場産業として、農林水産物加工業の他、和紙の製造、酒造業等があるが、いずれも経営規模が小さく、経営基盤がぜい弱である。このため、新商品の開発、販路拡大など、地域にある既存の資源を更に有効活用できる技術開発を引き続き進めることにより、その製品の価値を見直し、安全性の高い地域ブランドの形成を目指しつつ、新たな経営戦略を積極的に展開する。

また、地域の基幹産業である農林業の生産性・収益性を向上する観点から、地域の資源を活かし、地域に還元される経済的付加価値が最大化されるよう取り組む。そのために農林水産物の生産工程だけでなく、製造・加工から販売までの主要な役割を地域が担う地域内発型の産業振興を図るとともに、地域に賦存する木質バイオマスや水力などの再生可能エネルギーの活用を促進する。併せてこれらの担い手の確保・育成を図りながら鳥取県の風土から生み出された水や森林、農林水産物、エネルギーなどの資源をキーワードとしてフル活用した新たな産業の創出や観光資源の開発による地域活性化や雇用拡大を図る。

併せて、異業種産業間の交流を行う等、地域産業全体も自立に向けた取組を行うとともに、自治体、商工会、農協等が一体となった流通・PR体制を構築し、都市との交流等の機会を通じ、新たな消費者の開拓を進めていくことで、都市部への販路開拓を行う。

（３）鳥獣被害防止施策

イノシシ、シカなど個体数が増加している野生鳥獣による農林産物への被害対策は、地域ぐるみで自己防衛が必要であり、物理的な侵入防止対策とともに、捕獲し個体数を減少させる必要があるため、鳥獣被害防止施設の整備、捕獲者の養成及び猟友会等との連携による有害鳥獣の捕獲等の対策を推進する。

また、一層の捕獲を進めるため、ジビエなどの獣肉利用促進を図る。

３ 社会、生活環境の整備

（１）保健・医療・福祉の向上及び増進

若年層の流出、出生数の低下等により、振興山村の高齢化は一層進行しており、一人暮らしの老人及び高齢者のみの世帯が増加している。元気な高齢者が生きがいを持って暮らせるよう、また、介護が必要となっても住み慣れた自宅や地域で安心して暮らせるよう、自治会やボランティア、企業等と連携した見守りを強化し、鳥取県高齢者の元気と福祉のプラン（鳥取県介護保険事業支援計画及び老人福祉計画）に基づいて、高齢者

に対して総合的に福祉施策等を推進する。

障がい者福祉については、鳥取県障がい者プランに基づき、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して生活でき、共に社会の構成員としてお互いに人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現をめざす。このため、障がいのある人の社会参加の促進、障がいのある人が能力を生かせる環境の整備、安全で安心して住みやすいまちづくりなどに視点をおきながら、相談支援、在宅サービス及び保健・医療等の充実、就労支援、生活環境等のバリアフリー化、情報アクセス・コミュニケーション支援、障がい者の文化・芸術活動、障がい者スポーツの充実及びあいサポート運動の推進などの各種取組を推進する。

また、人口の高齢化、疾病構造の変化及び健康に対する関心の高まりなど、医療需要はますます増大し、多様化している。こうした変化に適切に対応するため、鳥取県へき地保健医療計画に基づき、保健医療機関及び関係団体が連携を図りながら、医療資源の効率的な運用と地域に根ざした総合的な保健医療体制の整備を進め、特に振興山村の大きな課題である医療の確保に当たっては、医療機関の協力体制を一層強化し、疾病予防に向けた取組を強化するとともに、地域の実状に応じた諸施策を実施する。無医地区住民の医療を確保するため、保健師活動の活発化を促進するとともに、情報通信機器の積極的な活用を図りつつ、住民の健康保持と保健衛生の向上に努める。また、振興山村に勤務する医師の確保を図るため、自治医科大学及び地元大学による医師の養成を引き続き促進する。

（２）生活環境の整備

生活関連社会資本の整備は、振興山村においては、若者の定住対策やI J Uターン促進、都市との交流を図る上でも重要な課題となっている。これまでに水道施設、生活排水処理施設及び広域市町村圏を単位とした消防体系の整備が進められ、地域住民の生活環境は相当の向上が見られるが、特に格差が著しい生活排水処理施設については、公共下水道、農業集落排水施設、林業集落排水施設、コミュニティー・プラント、合併処理浄化槽等の総合的整備計画を定めた鳥取県生活排水処理施設整備構想をもとに計画的な整備を行う。なかでも水質保全をより一層図るべき上水道水源地域等が存在する地域においては、広域的な整備の必要性の観点から、公共下水道の幹線管きよ、終末処理場等についても過剰投資を抑える等、将来の人口予測に基づいた処理場の統廃合など、地域の特性や実状に応じた効率的な整備を支援する。

また、消防救急体制については、広域常備消防機関の設置により救急体制の整備及び消防の効率的な運用が図られ、相当程度の拡充強化が進められてきた。しかし、振興山村における人口減少や少子高齢化に伴い、消防団や自主防災組織等の弱体化が懸念されるため、地域住民が主体的かつ一体的となった防災体制づくりを支援するとともに、防災マップづくりなどのソフト対策を推進する。

さらに、地震、水害、土砂災害等で孤立するおそれのある集落に対して、情報の孤立化を防止するため、災害に強い情報連絡手段やハザードマップの整備に努めるとともに、

生活支援を含めた集落機能の維持向上を図り、あわせて小さな拠点づくりなどにより集落間連携を進める。また、山村地域住民の生命、財産を守り、安全安心な暮らしを確保するため、治水、砂防、海岸保全等の推進や治山施設の整備、保安林機能の強化、森林の適切な整備等を推進する。

(3) 子育て支援

全県で少子化傾向が続いている中、振興山村においては年少人口の減少傾向が顕著になっている。

このため、子育て王国とっとり条例（平成26年3月施行）及び子育て王国とっとり推進指針に基づき、多様化するニーズに対応した保育サービスの提供、保育料や医療費などの経済的負担の軽減、子育てに関する相談体制の整備、仕事と家庭の両立支援等、子どもを生き育てやすい環境と、子育て家庭を社会全体で支援していく環境の整備を推進する。

4 教育、文化の振興

(1) 教育の振興

振興山村における学校は、単なる文教施設にとどまらず、地域社会の中心施設として重要な役割を担っており、住民の交流や学習の拠点としての機能にも配慮しなければならない。また、学校教育においては、地域の将来を担う人間性豊かな人材の育成を図るため、教育内容及び教育施設の充実が必要である。

学校施設の整備に当たっては、地域のコミュニティ活動の中心として果たしている大きな役割を考慮する必要がある。また、地元の県産材を積極的に活用するなどの配慮も必要である。

近年統廃合による廃校舎が増えつつある小規模校についても必要な施設整備に努める必要があるが、将来の児童・生徒数の推移及び適正な学校規模に配慮しつつ整備を行う必要がある。その際には、通学条件についても配慮することも必要である。

また、情報通信技術を活用した遠隔地授業を取り入れるなど、地域の実状にあった教育の実践を行う。

教育内容については、森林、棚田など豊かな自然環境を活かした体験学習、郷土への愛着を育む学習、都市部の児童・生徒との交流研修、山村留学制度の導入など、振興山村地域の特性を活かした教育を行うものとする。

社会教育においては、住民の多様な学習ニーズに応えるため、図書館、公民館等を活用した体制づくりを進めるとともに、学習機会の充実を図る。

住民に最も身近な行政機関である社会教育施設としての市町村立公民館が、住民の生涯学習の場であると同時に、地域社会における様々な課題を主体的に解決する場として地域づくりの拠点となるよう一層の支援を行う。

一方、住民活動の場として重要な役割を果たしている自治公民館等の集会施設についても、住民の生涯学習の場としても対応できる多面的な機能を備えた施設として地域で

の活動の拠点として活用を図る。

また、地域及び住民の「知の拠点」づくりを強力に推進するため、その拠点となる図書館の機能強化を促進し、スポーツ広場、体育館等の体育施設については、地域の実状に応じた地域住民の健康づくり及びレクリエーション活動を応援する。

なお、これらの整備に当たっては、地域において維持管理が可能で、広域的な機能分担に基づいた施設配置に配慮するとともに、施設の相互利用のシステムづくり及び広域広報活動の強化により、廃校舎を含めた施設の有効利用を促進することとする。

(2) 地域文化の振興

先人が築き上げてきた伝統文化・芸能を伝承・継承していくことは、地域住民の誇りとして、個性的で魅力のある地域づくりにつながるものであるが、近年、若年層の流出等により次代への継承が困難となりつつある。

その地域に伝わる文化をもう一度見直すことによって、地域のすばらしさを再発見し、地域外へ積極的に情報発信を行い、交流の促進に役立てるなど、地域資源としての積極的な活用を図る。併せて、振興山村特有の生活文化、優れた町並み、農村の景観についても、積極的に保全と活用を図り、県外を中心に積極的に情報発信を行っていく。

また、振興山村特有の伝統文化を保存・伝承し、その積極的な活用を図るため、伝統文化をテーマとした伝承・展示施設及び地域の実状に応じた施設を整備し、地域に古くから伝わる文化を次世代へとつなげる取組を進める。

また、全国的にも貴重な歴史的遺跡、伝統的民家の多く残る集落などについて、その保護と活用を図り、県外を中心に積極的に情報発信を行い、地域づくりへつなげていく。

第5 他の地域振興等に関する計画、施策との関連

前述の振興施策の実施に当たっては、「鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例（平成20年10月施行）」及び「中山間地域振興行動指針」、「過疎地域自立促進方針」その他法令等の規定による地域振興に関する計画との整合性を図るとともに、住民主体・現場主義の視点に立ちながら計画的かつ着実に推進する。

振興山村指定状況

市町村名	山 村 名
鳥取市	(旧鳥取市) 神戸村、東郷村、明治村 (旧国府町) 成器村、大茅村 (旧河原町) 西郷村 (旧用瀬町) 大村、社村 (旧佐治村) 佐治村 (旧鹿野町) 小鷲河村 (旧青谷町) 日置村、勝部村
岩美町	東村、蒲生村、小田村
八頭町	(旧郡家町) 上私都村 (旧船岡町) 大伊村 (旧八東町) 八東村、丹比村
若桜町	若桜町、池田村
智頭町	智頭町、山郷村
三朝町	三徳村、小鹿村、旭村、竹田村
倉吉市	(旧関金町) 矢送村、山守村
琴浦町	(旧東伯町) 古布庄村、上郷村 (旧赤碕町) 以西村
大山町	大山村
南部町	(旧西伯町) 上長田村、東長田村 (旧会見町) 賀野村
伯耆町	(旧溝口町) 二部村
日南町	大宮村、阿毘縁村、山上村、多里村、日野上村、福栄村、石見村
日野町	根雨町、日野村、黒坂村
江府町	日光村、米沢村、神奈川村
合 計	1 4 市町 5 0 地域